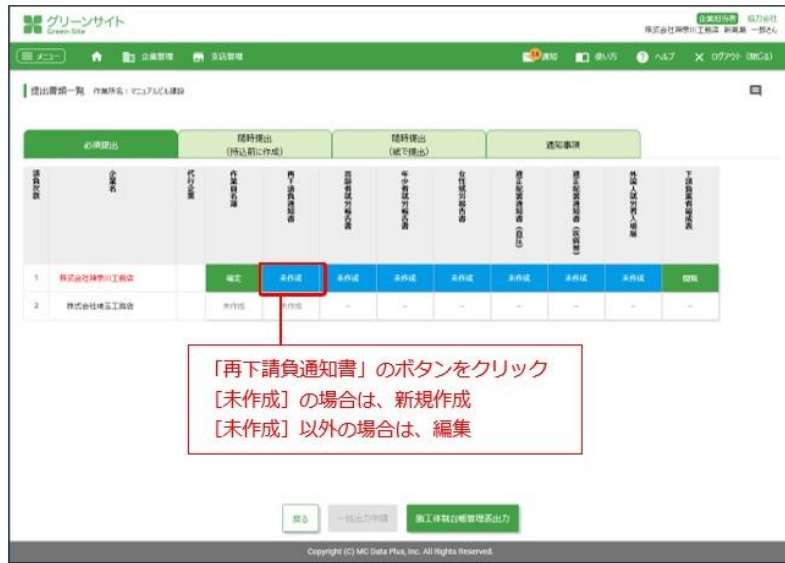


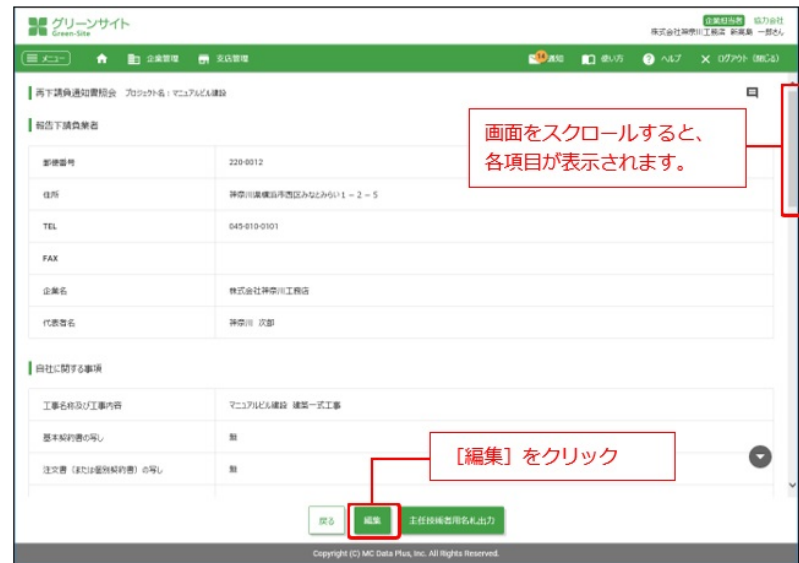
グリーンサイト掲載内容修正マニュアル

再下請負通知書の編集手順

①



②



再下請負通知書の編集は、提出書類一覧画面から操作します。

①提出書類一覧画面で、「再下請負通知書」のボタンをクリックします。

②再下請負通知書照会画面で、[編集] をクリックします。

③再下請負通知書編集画面で指導コメント内容に基づき、入力内容を修正し、[確定] をクリックします。

→各指導コメント内容の修正方法詳細は、該当項目のファイルでご確認下さい。

グリーンサイト掲載内容修正マニュアル

⑬ 工期矛盾について

修正必須

項目	コメント
30.○次業者と○次以降業者工期矛盾	上位業者の工期【開始日/終了日】を超えて下位業者の工期が設定されています。 【上位業者より先に工期を開始しないよう/上位業者より後に工期を終了しないよう】再度グリーンサイトに登録されている工期の修正をお願いします。

上記コメントは、**上位業者の工期より先に下位業者が工期を開始している、**

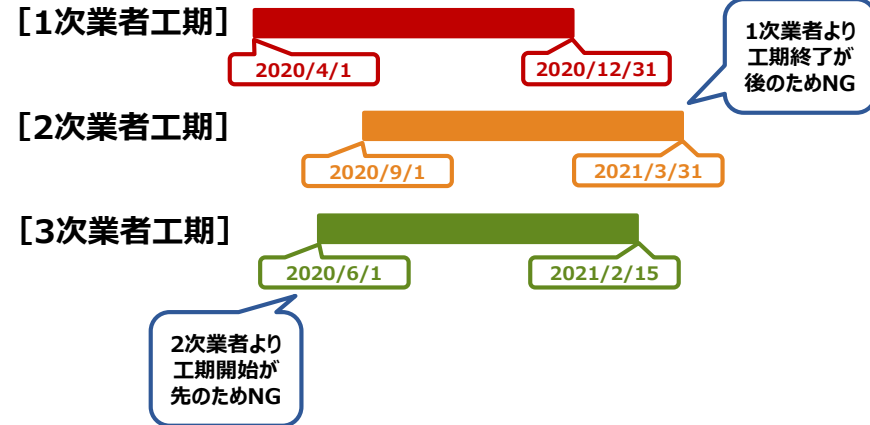
または上位業者の工期より後に下位業者が工期を終了しているという不備になります。（※工期矛盾の例①参照）

上位業者は協力会社に対しての監督管理義務がありますので、上位業者が不在の中で下位業者が工事を行うことは**建設業法違反**となります。

再下請負通知書に登録している工期を確認し、上位業者と下位業者の工期を正しいものに修正して下さい。（工期の修正方法はコチラ）

※工期を変更する場合は、注文書・請書に記載されている工期と一致しているかも確認して下さい。

【工期矛盾の例①】



【工期矛盾の例②】

【1次業者再下請負通知書】

工期 必須	2020/04/01	~	2020/12/31
	例：2019/01/01		例：2019/01/01

【2次業者再下請負通知書】

工期 必須	2020/04/01	~	2021/12/31
	例：2019/01/01		例：2019/01/01

上記は1次業者が**2020年**で工事を終了しているのに対し、**2次業者が2021年まで工期が続いています。**

この場合は、**1次業者の工期を2021年まで延長させるか、**

2次業者の工期を2020年まで短縮させる必要があります。

2次業者の工期よりも1次業者の工期が先に終了しないよう、修正をお願いします。

※注文書・請書に記載されている工期も上位業者が先に終了している場合は、

実情に合わせ工期を修正した注文書・請書の締結が必要となります。

グリーンサイト掲載内容修正マニュアル ～動画のご案内～

コメント項目 26～30 につきましては、下記動画にて修正方法を確認することも可能です。

参考動画：「注文書・請書」編 ～注文書・請書の工期誤り・他～（動画：約2分46秒）

※動画視聴については、大林組動画配信サイト「CLEVAS」にログインいただく必要があります。

⇒大林組動画配信サイト「CLEVAS」ログインは[コチラ](#)

⇒CLEVASの視聴ユーザーマニュアルは[コチラ](#)

※「CLEVAS」へのログインアカウントをお持ちでない方は、ユーザー登録の申請をお願いします。

⇒申請方法のマニュアルは[コチラ](#)

皆様の作業や作業員教育に有効活用いただくことを目的にしていますので、本サービスを是非ご利用下さい。

【視聴できる端末要件】

パソコン（Windows/ Macintosh）、タブレット（iPad/iPad mini）及びスマートフォン（iPhone/Android）端末で視聴可能です。OS及びWebブラウザは最新バージョンでの閲覧を推奨します。

※Internet Explorerは非推奨となります。（機能が制限される場合あり）

【問合せ先】

clevas-support@ml.obayashi.co.jp

サービス時間：08:30～17:15（土曜・日曜・祝日・当社指定の休業日を除く）

※問合せの際は、貴社名、氏名、担当現場の所属店名（大林組本支店名）、ご返信先、問合せ内容の記載をお願いします。